

あなたの国民健康保険税はいくらに？

日本共産党鈴鹿市議団

三重県一高くなった鈴鹿市の国保税が、H17年度に少し引き下げられます。それでも支払いは大変ですが、ほとんどの方が昨年度より安くなります。昨年の所得に基づいて、自分の今年の国保税額を計算してみましょう。

[計算に必要な数字] a. 課税所得額 (H16年分) 所得のあった人ごとに、所得額から33万円を引いた額の世帯合算額 b. 固定資産税額 (都市計画税はのぞく)
c. 国保加入者の人数 d. 加入者のうち40～64才の人数

医療保険分 (最高限度額53万円)

所得割	課税所得額 a	×	8.2%		=(A		円)
資産割	固定資産税額 b	×	2.0%		=(B		円)
被保険者均等割	3万円	×	加入者数 c	人	=(C		円)
世帯別平等割	3万円				(D	3	万円)

合 計 (円)
-------	--	----

介護保険分 (40才以上64才までの加入者がある場合のみ)(最高限度額8万円)

所得割	課税所得額 a	×	1.7%		=(E		円)
資産割	固定資産税額 b	×	3.2%		=(F		円)
被保険者均等割	5,800円	×	加入者数 d	人	=(G		円)
世帯別平等割	4,800円				(H	4,800	円)

合 計 (円)
-------	--	----

国保税軽減額の計算 (均等割・平等割が軽減される)

(1) 7割軽減

課税所得額 a が、33万円以下の世帯

$(C + D + G + H) \times 0.7 = (\quad - 1 \quad)$ 円)

(2) 5割軽減

課税所得額 a が、 $33万円 + 245,000円 \times (c - 1人) = (\quad)$ 円以下の世帯

$(C + D + G + H) \times 0.5 = (\quad - 2 \quad)$ 円)

(3) 2割軽減

課税所得額 a が、 $33万円 + 35万円 \times c人 = (\quad)$ 円以下の世帯

$(C + D + G + H) \times 0.2 = (\quad - 3 \quad)$ 円)

あなたの今年の国保税額は

医療保険分 + 介護保険分 - 軽減額 = (\quad) 円)

この年税額を、7月～2月の8回に分けて納付します。(裏面も見てください)

[聞いて得する耳寄り情報！]

前年より所得が3割以上落ち込んだ世帯には、所得割を減額する制度があります。
(生活保護基準の1.3倍が限度です。)

8回払いがきびしいので12回払いにしてほしい方、また一時的に支払いがきびしいという方も、市役所(保険年金課、納税課)で相談しましょう。「滞納」のままにしておくと、かえって不利益になります。

入院・手術などで高額な医療費がかかる時は、最低限の費用で済む「高額療養費委任払い」制度を利用しましょう。自己負担額が月額35,400円(市民税非課税の世帯)から所得に応じて72,800円、139,000円などとなり、それ以上支払う必要はありません。病院の会計に申し出れば、手続きができます。

出産のときも、「委任払い」にすれば、「出産育児一時金」30万円をこえた分だけの支払いで済みます。これも病院の会計に申し出ましょう。

国保のことで分からないこと、困っていることは、どうぞお気軽に議員団にご相談ください。

市会議員・石田秀三 tel 71 - 0423

市会議員・森川ヤスエ tel 84 - 3740